

(一財) 大阪府結核予防会 大阪複十字病院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

本院は、日本における結核の蔓延を阻止し、現在、結核菌に罹患している患者、感染者に対して、早急な結核症の治癒と発症の予防、治癒患者の合併症を含めた全人的管理の達成を目的の一つとして活動している。よって、本院は結核を初めとする院内感染対策に対しては、他医療機関に優る体制を整え、最良の手法を用いて院内感染対策を遂行すべき使命を担うとする目的を達成するために、感染防止対策室を設置する。感染防止対策室は、感染対策チーム (ICT)、抗菌薬適正使用支援チーム (AST) として院内感染防止対策活動の主体となし、院内全部署から構成された感染制御センター、看護部リンクナース等の協力を得て、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA)、メタロβラクタマーゼ産生菌 (ESBL)、多剤耐性緑膿菌等の耐性菌、クロストリディオイデス・ディフィシル感染症 (CDI)、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス等のウイルス感染症、結核等の市中感染症の院内感染を阻止し、B型・C型肝炎等の針刺し事故対策等を施行することによって、患者及び職員等を感染症から守り、本院が最善の医療を実行することを目標とする。

2. 感染防止対策室

感染防止対策室、ICT、ASTは、院内感染対策室規定、ICT規程、AST規程と、規定に定めた構成員により運営する。感染防止対策室での検討事項、院内における様々な感染症の発生状況等は、議事録として院長に報告するとともに保存する。MRSA、ESBL、多剤耐性緑膿菌等耐性菌、CDI等の院内感染は、常に臨床検査科細菌検査室が最新状況を把握し、所定の報告手順に基づき院内感染対策委員会に報告する。中心静脈カテーテル感染、尿道留置カテーテル関連尿路感染、人工呼吸器関連感染、手術部位感染等のサーベイランスを実施し、院内感染対策の向上ならびに改善を目指し、感染防止対策を目的とした院内ラウンドを週1回の頻度で施行する。

3. 院内感染対策委員会

院内感染対策委員会は、院内感染対策規定により運営する。その構成員は規定に定めるとおりであり、委員会での検討事項や院内における感染症発生状況等は、議事録に保存する。定時の院内感染対策委員会は月1回の頻度で開催し、院内感染対策上で重要な事象が発生した際は、その都度に臨時的院内感染対策委員会を開催する。

4. 病院職員に対する院内感染対策のための研修

当院における院内感染対策は、院内感染対策マニュアルに基づいて施行するが、その内容は院内感染を取り巻く状況の変化に対応し改訂を重ねている。これらの変化および院内感染対策の現況を再確認するために、新入職員の研修の一環として、年2回程度の院内感染対策研修会を開催し、研修会内容は記録し保存する。

5. 感染症の発生状況の報告

MRSA、ESBL、多剤耐性緑膿菌等の耐性菌、CDI、結核、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等、院内感染の可能性のある感染症に対しては、通常時は院内感染対策委員会における報告事項として議事録に保存する。緊急時は院内感染対策委員長から院長への報告と、速やかな対応を講じ保健所等へ報告する。MRSA に関しては、報告形式を定め感染症の段階スケールによる隔離基準を設ける。

6. 院内感染発生時の対応

MRSA、ESBL、多剤耐性緑膿菌等の耐性菌、CDI、結核、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等、感染症ごとに院内感染対策マニュアルに対応法を記載する。針刺し事故に関しても、対応マニュアルを整備し諸般の状況により常に改訂する。

7. 患者及び家族への院内感染対策指針の閲覧

本指針を患者及び家族が閲覧できるように、院内及びホームページ上に提示する。外来患者ならびに入院患者および家族には、指針内容について詳細に説明し、十分な理解のうえで当院での医療を受けていただけるよう、全職員がその内容を熟知し実践するように努める。

8. 院内感染対策の推進におけるその他の事項

現在、大阪府下の各医師会からは、年数回の頻度で結核症や院内感染に関する講師の派遣要請がある。当院職員がこれらの会に出席し、意見を交換することによって、当院のみならず大阪府下の医療機関の院内感染対策のレベルの向上を図る。また、松下記念病院と感染対策向上加算 1-1 連携を図ること、寝屋川市保健所、寝屋川市医師会、寝屋川市下の主要な医療機関と連携をとること（寝屋川市感染症ネットワーク）で地域での感染の制御に取り組み、より強固なネットワークの構築を図る。

9. 本指針の改訂に関する取り決め

上記の院内感染対策指針は、院内感染対策委員会の合議によって策定されたものであり、その施行は 2008 年（平成 20 年）12 月 10 日とする。また、指針の改訂は院内感染対策委員会の業務とする。

2008 年（平成 20 年）	12 月 10 日	改訂
2017 年（平成 29 年）	2 月 8 日	改訂
2017 年（平成 29 年）	3 月 21 日	改訂
2020 年（令和 2 年）	7 月 8 日	改訂
2021 年（令和 3 年）	7 月 1 日	改訂
2023 年（令和 5 年）	7 月 24 日	改訂
2024 年（令和 6 年）	7 月 22 日	改訂